

美瑛町高齢者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

1 計画策定の趣旨

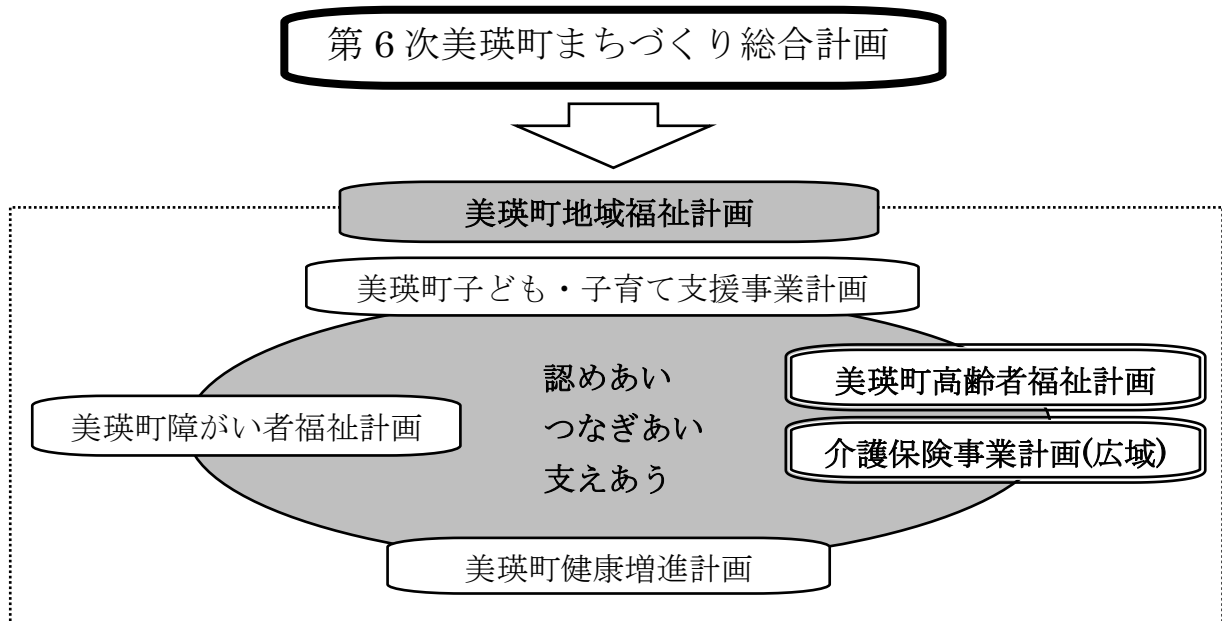
美瑛町では、令和5年9月現在の高齢化率（65歳以上人口の割合）が38.8%、75歳以上の後期高齢者人口割合が約23.2%といった状況にあり、いずれも国や北海道平均を上回っております。また、人口全体の減少が進む中、高齢者を支える労働人口の減少、単身や高齢者のみの世帯の増加など環境は、ますます厳しくなっております。その様な中でも、地域福祉計画の基本目標である誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすためには、介護予防の取組をはじめ、自立した日常生活の支援、医療と介護の連携等が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、主な福祉サービスの見込量を明らかにし、高齢者福祉事業全般にわたり、供給体制の確保に関して必要な事項を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものですが、これら2つの計画は、整合性を図って作成する必要があることから、それぞれが担う役割を明らかにしたうえで、「高齢者福祉計画」は美瑛町が、「第9期介護保険事業計画」は保険者である大雪地区広域連合が策定します。

また、本計画は、「第6次美瑛町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、保健福祉関連の各計画を内包する「美瑛町地域福祉計画」を上位計画に位置づけて、その基本理念である『認めあい、つながあい、支えあうまち美瑛町』の実現をめざすため、各計画との整合性を図ったうえで策定するものです。



3 基本理念と4つの基本目標

基本理念 「認めあい、つなぎあい、支えあうまち」(誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるまち)

基本目標 (1) 包括的な地域ケア体制の推進 (2) 認知症施策の推進
(3) 安心安全な生活環境の整備 (4) 災害・感染症対策に係る体制整備

4 計画と具体的施策

(1) 包括的な地域ケア体制の推進

①在宅福祉サービス・生活支援体制の充実

可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、在宅福祉サービスや生活支援体制を強化し、地域ニーズの把握や関係者とのネットワーク強化、担い手の養成、生活支援のサービスを担う団体等の支援や協働体制の充実などを推進します。

また、専門職や担い手のさらなる人材不足が予想されることから、人材確保の取組として、福祉分野への新規参入やシニア層の活躍を促進する施策の推進に努めます。

②介護予防・重度化防止の推進

運動や外出の機会の確保などが重要であり、介護予防の普及啓発やフレイル予防教室、口腔ケア教室、地域サロン活動、ボランティア活動、高齢者の保健事業と一体的な実施を推進し、適切な医療サービス等につなげ、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

③在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、退院支援や日常の療養支援、看取り等、医療及び介護事業者等関係者が連携し、切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築を推進します。

④地域共生社会の実現に向けた取組の推進

高齢・障がい・子どもなどの制度・分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いに支え合いながら暮らしていくことのできる社会を目指して、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、普及啓発や通いの場における活動の推進、早期発見・早期対応が行えるよう、連携の強化や質の向上、認知症カフェの取組、地域の見守り体制など支援体制の整備を推進します。

(3) 安心・安全な生活環境の整備

高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが重要であり、高齢者虐待防止、成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の養成、消費者被害の防止等、高齢者のニーズに応じた生活全般の課題解決に努めます。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

在宅の高齢者等で、災害時に避難が困難な方の避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画の整備や災害時要配慮者の福祉ニーズへの対応など支援体制の整備を推進します。また、感染症などへの対応も含めて、関係機関と連携し、周知啓発や研修等を実施します。